

令和 7 年度第 1 回松江市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 7 年 5 月 22 日（木）14：00～15：00

場 所 ホテル白鳥 2 階「朱鷺の間」

報 告 (1) 令和 6 年度松江市国民健康保険料の収納状況について
(2) 令和 7 年度の国民健康保険制度の改正等について
(3) 令和 7 年度の保健事業について

議 題 (1) 令和 7 年度の国民健康保険料の料率について

出席委員	被保険者代表	佐々木委員、犬山委員、渡部委員、作野委員
	保険医又は保険薬剤師代表	野田委員、吉川委員、中畑委員、秦委員
	公益代表	宮本委員、仙田委員、越野委員、佐田尾委員、 篠原委員
	被用者保険等保険者代表	中田委員、乙社委員、川合委員

欠席委員	被保険者代表	諏訪委員、青山委員
	保険医又は保険薬剤師代表	佐貫委員、須山委員
	公益代表	小沢委員
	被用者保険等保険者代表	

○事務局 大谷保険年金課長

皆様本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しておりました時間になりましたので、ただいまから、令和 7 年度第 1 回松江市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます保険年金課長の 大谷 と申します。

審議に入るまでは、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、委員の交替がありましたのでご紹介させていただきます。

お手元議案を開いた 1 枚目の名簿をご覧ください。三名の方に新たにご就任いただきました。

- ・公益代表、松江商工会議所女性会から仙田 明美様です。
- ・公益代表、まつえ北商工会から佐田尾 久幸様です。
- ・被用者保険等の保険者代表、地方職員共済組合島根県支部から川合 葉子様です。

よろしくお願いいたします。

なお、議事録の作成のため、マイクを通した音源を録音しております。事務局がマイクを持ちまわりますので、ご発言に関してはマイクを使用させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、松原健康福祉部長がごあいさつを申し上げます。

○事務局 松原健康福祉部長

健康福祉部長の松原でございます。

本日は大変お忙しい中、当協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、平素から松江市政ならびに松江市国民健康保険に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

国保制度の情勢といたしましては、昨年度から国が主導するマイナンバーカードの健康保険証利用の話が進んでおりまして、今年の8月の資格の更新では従来の保険証ではなく資格確認証等を交付することとなります。本日は、マイナ保険証の利用率など、現在の状況につきましてもご報告させていただきます。

さて、本日は、令和7年度の保険料率につきまして、皆様にご審議をいただきたいと思っております。前回、2月のこの協議会におきまして、本年度の一人あたりの保険料を107,670円とご提案し、ご了承をいただいたところでございます。

本日は、この一人あたりの保険料をもとに、所得・人数等を反映させました令和7年度の保険料率について提案をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、令和6年度の保険料の収納状況、令和7年度の国民健康保険の制度改正と保健事業につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

どうぞ活発なご議論をいただきますよう、よろしくお願い致します。

さて、当協議会でございますが、委員任期は3年となりまして、今月末をもちまして任期満了となります。委員の皆様方には、重要な議題をご審議いただき、改めてお礼を申し上げます。

また、本日の会をもちまして、被保険者代表の犬山 美恵子様、渡部 糸恵様、作野 真理子様、青山 賀代子様の、以上4名の皆様のご退任になります。令和元年6月にご就任いただき、6年という長きにわたりましてご尽力をいただきまして、大変ありがとうございます。

委員のほうはご退任ということですが、今後とも松江市の国民健康保険につきまして、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

本日は、現体制での最後の審議ということになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 大谷保険年金課長

失礼いたします。次に、宮本会長からご挨拶をいただきます。

○宮本会長

失礼いたします。宮本でございます。

保険料につきましては、現役世代の負担軽減という観点から社会的な関心も高まっておりますし、社会からの目も非常に厳しくなっているかなと思います。そうした中にありまして、本日は保険料率の具体的な内容の決定に向けてということになりますので、是非皆様には色々な意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

○事務局 大谷保険年金課長

ありがとうございました。

それでは、松江市国民健康保険条例施行規則第6条第1号の規定により、会長は会議の議長となって議事を運営することになっておりますので、このあとの議事進行につきましては宮本会長にお願いいたします。

○宮本会長

それでは、最初に会議公開の確認について、事務局からお願いいたします。

○事務局 大谷保険年金課長

本協議会の会議につきましては、松江市情報公開条例第30条に基づき、原則公開としておりますので、本日の案件は全面公開としたいと考えております。

○宮本会長

ただいま説明がありました会議公開の確認につきまして、全面公開としたいと考えておりますが、ご異議はございますでしょうか。

……………異議なし……………

ありがとうございます。ご異議はないようですので、本日の会議は公開といたしたいと思います。それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 大谷保険年金課長

本日の出席は、定員21名の委員のうち16名出席いただいております。なお、各代表からそれぞれ1名以上出席いただいております。以上です。

○宮本会長

松江市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、半数以上の出席があり、かつ、松江市国民健康保険条例第2条第1項第1号から第3号に掲げる委員が各代表からそれぞれ1名以上ご出席いただいておりますので、会議が成立しています。

審議に入る前に、松江市国民健康保険条例施行規則第8条第2項の規定による会議録署名

委員を私の方から指名させていただきます。

被保険者代表の方から

渡部 糸恵委員、

保険医又は保険薬剤師代表から

野田 佐知子委員

をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第にしたがい、

「7 報告（1）令和 6 年度松江市国民健康保険料の収納状況について、（2）令和 7 年度の国民健康保険制度改正について、（3）令和 7 年度の保健事業について」を事務局から一括して、説明してください。

○事務局 隠岐収納係長

保険年金課収納係長の隠岐と申します。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

議案 1 ページをご覧ください。「（1）令和 6 年度松江市国民健康保険料の収納状況について」説明します。

「①令和 7 年 3 月末の収納状況」についてですが、調定額、収納額については、表でご確認ください。

現年分の収納率は前年比 0.26 ポイント増の 88.56%、

滞納繰越分の収納率については前年比 4.98 ポイント増の 33.87%となっています。

「②収納率の推移」については表でご確認ください。

次に、「③差押件数等の推移」ですが、令和 6 年度は件数が前年比 16 件増の 493 件、

滞納保険料への充当額については、前年比 402 万 3,607 円増の 2,625 万 2,815 円となりました。

○事務局 青木国保・年金係長

保険年金課 国保・年金係長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

では、「報告事項（2）令和 7 年度の国民健康保険制度の改正等について」説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。

（2）①については、本年 2 月の運営協議会および 2 月市議会にて承認いただき、条例改正を行いました。改正内容等の詳細について改めて記載しておりますが、2 月の運営協議会で既に承認いただいたものですので、説明は割愛させていただきます。

続いて、3 ページの「②マイナ保険証関連」について説明いたします。

まず、「資格確認書等の一斉交付について」です。

既に発行済みの紙の保険証や資格確認書については、有効期限が本年 7 月末をもって満了となります。このため、本年 7 月下旬頃に、マイナ保険証を保有していない方へは「資格確

認書」を、マイナ保険証を保有している方へは「資格情報のお知らせ」を交付する予定です。申請は不要で、いずれもご自宅へ郵送いたします。

続いて、「マイナ保険証の登録・利用状況」です。

このデータは、上部団体である国保中央会から提供されたものですが、2月以降の集計作業が遅れており、1月末時点の実績となります。

1月末時点でマイナ保険証の利用率は43.95%と、全国平均を10.14ポイント上回っています。

説明は以上です。

○事務局 健康推進課 伊藤保健企画係長

健康推進課の伊藤です。

私からは（3）令和7年度の保健事業ということで、「骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業」について説明いたします。

4ページをご覧ください。

前回2月の運営協議会では、令和7年度の国保保健事業の計画について説明させていただいたところです。

その後、島根県の国保ヘルスアップ事業における「骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業」に、松江市国保が協力するという形で参画することとなったものですので、この度ご報告申し上げます。参画するのは松江市のみとなっております。また、県の事業ですので、松江市での費用負担は発生しません。

事業に取り組む背景といたしましては、島根県において骨折に係る医療費は右肩上がりで増加し続けており、全国においても骨折は要介護・要支援状態となる原因疾患でも上位です。松江市においても、骨折を含む筋骨格系の疾患に係る医療費は増大しておりますし、要介護状態になる原因疾患としても骨折は上位に位置しております。

こういったことから、高齢者の生活の質の維持の面からも骨折及び骨粗鬆症の発症予防や治療の継続が大切です。

事業の概要ですが、目的としては骨粗鬆症の治療開始や継続を促し、骨折予防を図ることです。モデル事業として実施する期間は今年度から来年度までの2年間を予定しており、この取り組みの評価を経て、県としては県内市町村への横展開を目指しております。

事業内容ですが、事業は島根県が選定する事業者へ委託して実施することとなっています。骨折既往歴者への再骨折予防は、骨折歴のある人で骨粗鬆症未治療の人に対して通知等を送付するものです。

骨粗鬆症治療中断者への受診勧奨は、その名のとおり治療を中断している人への通知等です。

これら以外の点については、今後事業者と詰めていく予定です。

事業のフローはご覧のとおりです。

次のページに移ります。

事業対象者はこのフロー図のとおりで、荒い抽出ですが 400 人程度が見込まれます。

スケジュールといたしましては、県と事業者、本市との協議等を経て、8 月の下旬に通知を発送、冬に通知対象者の受診状況を検証します。

次のページは通知書のサンプルです。内容につきましては、今後、県と事業者と協議を経て決定してまいります。

松江市医師会にも協力の依頼をしており、通知を受け取った方は、かかりつけ医やお近くの整形外科医院にご相談いただくことを想定いたしております。

保健事業についての説明は以上です。

○宮本会長

事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問やご意見はありませんか。

○吉川委員

松江市歯科医師会の吉川でございます。

先ほどの骨粗鬆症のモデル事業のことでしょうかがいたいんですが、県の事業に応じるということですので、ここでご回答いただくということではなく、こんな意見があったよという風にまた、県にお伝えいただきたいというところです。

7 ページの③の薬物治療の「かかりつけの先生の指示に従って、治療を継続しましょう。また、歯科医院に通院中の方は、通院先の先生にも相談しましょう。歯科への通院も大切です。」という内容ですが、歯科のことにも触れていただいております。

一方で、その前の段階で②運動療法の「転びにくい体をつくりましょう。」とありますが、噛み合わせの悪い方は転倒しやすいというデータが出ています。それに加えて、近年では口腔内の歯周病や慢性炎症があったりすると、リスクが高くなるという情報を、我々歯科医やまた整形の先生もご存じだと思いますけれども、そういう風に認識しております。

ということですので、整形で治療した方は整形の先生からも声をかけていただけると言うことでいいんですが、そうでは無い方にも必要では無いかと考えます。

例えばですが、「かかりつけの先生の指示に従って、治療を継続しましょう。また、お口の中の状態と今後の治療の流れは大きな関係がありますので、ぜひ歯科医に通院するようにお願いします、とか歯科医の通院も大切です、とかそういった記載をご検討いただければと思います。

○事務局 健康推進課 伊藤保健企画係長

大変建設的なご意見いただきまして誠にありがとうございます。

このチラシの内容は、まだ決まってる内容のものではございませんので、これがどこまで、入れることができるのかっていうところ協議していきたいと思います。

ありがとうございます。

○乙社委員

健保連の乙社でございます。

②のマイナ保険証関連についてですが、登録率や利用率は毎月順調に伸びているというところですが、一方で登録解除について新聞などでかなり報道されたかと思いますが、数字まではわからないかと思うんですけど、ざっとした概況と解除理由がわかれば教えていただければと思います。

○事務局 青木国保・年金係長

先ほどご質問の紐づけの解除につきましては、今日時点の累計実績で約 70 件ございます。加入者全体人数からすると、それほど多くないのかなと思います。

解除申請を各保険者経由で行うということを国が決めまして、それが決まった直後は問い合わせも幾つかありましたけども、それ以降は特段多数のご質問があるとか、申請が増える等ということは今のところはないかなという状況です。

解除理由につきましては、解除を申請するうえで、理由は特に求めていないため、把握しておりません。あくまでも登録や解除は任意ですので、理由までは求めないというところです。

○宮本会長

私の方から 1 点お聞きします。

マイナ保険証のことですが、登録率約 7 割に対して、利用率はその半分強ということでなかなか登録者の利用が進まないというのはどのような状況かというのがわかればお願いします。

○事務局 青木国保・年金係長

先ほどご説明したように、利用率は 1 月時点でまだ 4 割ちょっとということで、ご指摘のように、なかなか伸び悩んでいるとも評価できるかと思います。

考えられる理由としては、国や各医療機関さんの方でも、利用の勧奨をされているんですけども、先ほどご説明しましたように、現時点ではまだ紙の保険証の有効期限が残っており、両方併用できる状況ですので、そういったことが影響してるかなと考えております。

○宮本会長

続いて、8 議題に移ります。

「(1) 令和 7 年度の国民健康保険料の料率について」説明してください。

○事務局 青木国保・年金係長

続いて議題に移ります。8 ページの「議題 (1) 令和 7 年度国民健康保険料の料率につい

て」をご覧ください。

令和 7 年度の保険料率（案）は、①ア保険料率のとおりです。後期高齢者支援金分は引き下げ、介護分は据え置きとする一方で、医療分が引上げとなります。

これは、2 月の運営協議会にてご説明した通り、島根県全体の医療費が高止まりしたことから、松江市が島根県に対して支払う納付額が 46 億 5 千万円と、前年度（46 億 6 千万円）と同様に高止まり、その結果、一人当たり保険料が前年比で約 13%増となるためです。

具体的には、表の真ん中の「医療分」については、所得割が 7.84%で前年度から 1.03%の増、均等割額は 31,500 円で前年度から 5,440 円の増、平等割額は 19,760 円で前年度から 3,140 円の増。

その右の列の「後期高齢者支援金分」については、所得割が 2.81%で前年度から 0.32%の減、均等割額は 11,540 円で前年度から 280 円の減、平等割額は 7,300 円で前年度から 560 円の減です。

その右の列の「介護分」については、所得割、均等割、平等割のいずれも、前年度と同額です。

また、賦課限度額について、「医療分」が 66 万円で前年度から 1 万円の増、「後期高齢者支援金分」が 26 万円で前年度から 2 万円の増、「介護分」は前年度と同額となっています。

この保険料率（案）の算定方法については、「イ 保険料率の算定方法」をご覧ください。

（ア）の令和 7 年度国保事業費納付金は、今年度島根県へ支払う事業費納付金の額で、計 46 億 5 千万円です。内訳は、医療分（33 億 1 千万円）、後期高齢者支援金分（10 億 2 千万円）、介護納付金分（3 億 2 千万円）です。

この額に松江市の保険事業費を加えたものから 1 人あたりの保険料を算出し、2 月の運営協議会で、（イ）の令和 7 年度一人あたりの保険料額を承認いただいたところです。

一人あたりの保険料額は、医療分が 80,140 円で前年度から 14,575 円の増、後期高齢者支援金分が 27,530 円で前年度から 1,935 円の減、介護分が 31,376 円で前年度と同額となっています。

この一人あたりの保険料調定額を基に計算して、先ほどご説明した（ア）の令和 7 年度の保険料率（案）を算出しております。

次に、9 ページをご覧ください。上段に令和 7 年度、下段に令和 6 年度の保険料計算式を載せています。医療・後期・介護分は、それぞれの世帯の所得・人数等に応じて、先ほどの料率等により計算することになります。

次に 10 ページをご覧ください。国民健康保険料は、一世帯あたりの所得と被保険者数等に応じて、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

令和 7 年度は、「軽減判定所得の係数」が変更になっております。具体的は、5 割軽減の場合、国保加入者数に乘じる金額が昨年度 29 万 5 千円であったものが、30 万 5 千円（+1 万円）に、2 割軽減の場合、国保加入者数に乘じる金額が昨年度 54 万 5 千円から 56 万円（+1 万 5 千円）へ、それぞれ増額しております。（これは、表中（国保加入者数）の右に太字

で記載してる金額です)

11 ページ以降は参考資料となります。(参照する時間を取るため、ゆっくり説明する)

11 ページは、介護分を除く医療分と後期高齢者支援分の保険料について、所得区分や世帯人数に応じて計算した表です。

上段が令和 7 年度、下段が令和 6 年度の保険料です。

色がついているところが軽減のかかる世帯で、緑色が 7 割軽減、オレンジが 5 割軽減、青色が 2 割軽減の世帯となります。

12 ページは、国保で多く見られるモデル世帯の令和 7 年度と令和 6 年度の保険料比較です。

左の①②③が 65 歳以上の世帯、④～⑦が 65 歳未満の世帯の比較となっています。

65 歳以上の方は介護分が無いいため斜線で消していますが、65 歳未満の世帯は介護分がある場合とない場合とに分けて比較しています。

なお、緑色部分は 7 割軽減、青色部分は 2 割軽減です。

13 ページは被保険者一人あたりの基礎控除後の所得の推移です。上の表の右部分を見ていただきますと、令和 4 年度以降所得は増加傾向にあり、令和 7 年度は令和 6 年度に比べ、9.57%増となっています。

14 ページは保険料軽減の対象となる被保険者数と世帯数、また、軽減区分ごとの割合を記載しています。左が令和 6 年度、右が令和 7 年度です。

最後に 15 ページに、近年の保険料率の推移を載せています。

左半分に医療・後期・介護それぞれの料率と一人あたり調定額、前年度との対比、右半分に医療分と後期高齢者支援金分を足した料率と一人あたり調定額、前年度との対比を載せています。

説明は以上です。

○宮本会長

これについて、何かご質問やご意見はありませんか。

○秦委員

保険料率についてですが、医療分が高くなっているとのことですが、少し前に話題になりました高額療養費の自己負担額の上限変更は、がん患者の方などから多くの反対があったことでその話がストップしました。

抗がん剤等の利用が少し増えているような気がするんですけども、そういった影響で医療分が高くなるということがあるんでしょうか。

○事務局 藤原給付管理係長

医療が増えているところは、この 1 年に限ってどうこうという話ではなくて、おっしゃられる通り、がん治療も含めた医療の高度化とか、国保内の年齢高齢化のところが大きな要因

だと思います。

高額療養費の自己負担限度額変更は、取り止めになりましたけども、これがもし実行されれば自己負担の分が増えますので、国や松江市の医療費は下がることになります。

ただ、それががん患者さん等からのお声もあって、治療継続が難しくなる懸念もあるということで、取り止めとなり引き続き限度額は継続となりましたので、このまま同じ状況ですと医療費は同じようなペースで伸びていくと思われます。変更となれば、その伸び幅が少し鈍化するのかなとは思いますが、これは国の状況を待ちながらかなというところです。

○宮本会長

保険料率の介護分は据え置きということですが、医療費がかなり伸びているという中で、保険料の介護分は据え置きということで、引き上げを反映させなかったのはなぜでしょうか。

○事務局 藤原給付管理係長

今ご指摘いただいたところですけれども、まず医療分・後期分・介護分というものの自体、イメージがなかなかしづらいかと思うんですけども、後期分というのは後期高齢者医療への支援となり、介護分というのは介護保険への支援となります。

それ以外の主に医療費を賄うための保険料を医療分といいます。

この医療分と後期分は、すべからく国保の皆様にかかるんですが、介護分というのは対象者の40歳から64歳の方だけにかかるというものになります。

今回基金を1億繰り入れて、なるべく保険料が伸びないようにという調整をした中で、40歳から64歳の方に限ってかなり上げ下げがあると、公平性の観点でいかがかなというところもありまして、ですので介護保険のところは、据え置きにさせてもらって、皆さんにすべからくかかる医療分について調整させてもらったということです。保険料の伸びの抑制についての公平性の観点からこういった事務処理をさせていただきました。

○篠原委員

町内会・自治会連合会の篠原でございます。

15ページの近年の保険料の推移を見ますと医療分は令和2年から徐々に、下がりつつあって、令和7年で大きく伸びています。

その下の後期高齢者支援金分ですけれども、2025年問題、つまり団塊の世代が後期高齢者となることで、普通に考えると後期高齢者の医療費が増額する見方をするんですよね。

これを見ますと、率や金額が下がってるってことは、後期高齢者の医療費はそうとらえていないというふうに見えるんですけども、そのところはいかがかでしょうか。

○事務局 藤原給付管理係長

おっしゃる通りでして、一般的に言う伸びるんじゃないかというところは私達も思っ

いたところでして、その当時、県にも聞きました。

県のお答えとしては、国から通知された納付金計算用の係数が下がったということでした。詳しくご説明しますと、各都道府県は、各市町村へ賦課する事業費納付金を計算する為のシステムを使って納付金を計算します。そのための計算用の係数が国から 11 月と 1 月に県へ通知されます。県はその係数と市町村の基礎情報を元に各市町村用の事業費納付金を計算します。その国から示された後期分の係数が低かったということでした。

事務的にはそうなんですけど、その理由のところは、知りたいというところなんですけど、県も国からその理由までは通知されていないということでしたので、市では把握ができないというところでして申し訳ないです。

一般的には、若干の制度変更が毎年ありますので、少し後期のところが減る要素があったのかなと思うんですが、後期高齢者医療の限度額が引き上げつつあることや、2 割負担の創設などこういった変更で、後期の方の保険料や医療の自己負担額が増えるので、その分他の保険から支援するものが少なくて済むようになります。その辺りが少しずつ効いてきているのかなというのは一般論としては、把握しているところでございます。

○宮本会長

他に質問はございますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、「議題（１）」について、本協議会として決定することとしてよろしいでしょうか。承認いただける方は挙手をお願いします。

……………異議なし 挙手……………

「議題（１）」については、挙手多数により決定されました。

最後に次第「９その他」ですが、事務局から何かありますか。

○事務局 藤原給付管理係長

今後のスケジュールについてですが、例年は、来年の 2 月頃に第 2 回協議会を行っております。日程等の詳細が決定次第、ご連絡させていただきます。

○宮本会長

全体を通して他にございませんか、・・・無いようですので、以上で本日の審議を終了いたします。進行役を事務局へお返します。

○事務局 大谷保険年金課長

宮本会長には、円滑な議事進行をいただき、ありがとうございました。

委員の皆様方も貴重なご意見をいただきありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。
本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

会議録署名

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____